

移動式エアコン設置業務 仕様書

1. 件名

移動式エアコン設置業務

2. 目的

本業務は、勤労者体育センター及び鳴門市体操場における熱中症対策を目的とし、移動式エアコンの設置及び運用に必要な電源(三相 200V コンセント)の設置を行うものである。

3. 履行場所及び数量

設置および工事箇所は以下の通りとする。

①勤労者体育センター(鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜 35 番地の 8):

移動式エアコン 2 基、三相 200V コンセント 2 箇所

②鳴門市体操場(鳴門市大津町備前島松の本 219 番地):

移動式エアコン 2 基、三相 200V コンセント 2 箇所

合計:エアコン計 4 基、コンセント計 4 箇所

4. 履行期間(設置期限および運用期間)

本業務の期間は以下の通りとする。

①コンセント新設工事およびエアコン設置完了期限:令和8年6月14日(日)まで

※令和8年6月15日(月)からの運用開始に支障がないよう、上記期限までに試運転および検収を完了させること。

※期限が日曜日であるため、作業日程については事前に発注者と十分に協議し、承認を得ること。

②エアコン運用(レンタル)期間:令和8年6月15日(月)から令和8年10月14日(水)まで

※本物品は受注者の所有物とし、期間終了後は速やかに撤去・回収すること。なお、転貸は認めない。

5. 物品仕様(参考該当品:株式会社アクティオ「スーパークール」)

納入する移動式エアコンは、以下の仕様または同等品以上であること。

型 式:VDVN1-S48F5A(商品コード:B1A 06000 001)
呼称(定格出力):6馬力(14.0kW)
電 源:三相 200V 50/60Hz 兼用
消 費 電 力:4.96kW
風 量:吹出口風速 9.3m/s、到達距離 50m
外 形 寸 法:全長 1,020mm×全幅 1,150mm ×全高 1,570mm
質 量:193kg
付 属 品:電源コード 10m、ドレン水用 20L タンク×3、
接地型 3P 30A 250V 引掛型差込プラグ付

6. 電気設備工事(コンセント新設)仕様

①コンセントの設置:指定箇所に上記エアコンのプラグ形状に適合する三相 200V 30A 接地極付引掛型コンセントを新設すること(参考品番:WK2430、WA5439 等)。

②電源の取出し:既設分電盤より電源を取り出し、必要に応じて専用の漏電遮断器を設置すること。

③配線保護:露出配線となる場合は電線管等で適切に保護すること。

④事前調査および電気容量の確認

(1)受注者は、工事着手前に必ず現地調査および既設の回路調査を十分に行い、本業務の遂行に支障がないか確認すること。

(2)エアコンの稼働に必要な電気容量を計算し、既設の受変電設備や分電盤の許容範囲内であることを確認した上で、最適な回路構成および専用ブレーカーの定格を決定すること。

(3)調査の結果、施設の最大負荷容量を超える恐れがある場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

(4)調査や工事に伴い、運営上必要な機能を一時的に停止(停電等)させる必要がある場合は、事前に発注者と綿密に調整を行い、承諾を得ること。

(5)工事完了期限までに必ず試運転を行い、該当機器を同時に稼働させた場合にブレーカーが落ちないことを確認すること。

7. 納入・設置作業

①搬入経路・養生:搬入に際しては、ドア、床、壁等の損傷を防ぐため、必要に応じて適切な養生を行うこと。

②設置場所:水平で堅固な場所に設置し、排熱を考慮して換気が可能な場所を選定すること。

③安全管理:転倒防止措置を講じるとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理を

行うこと。

④ドレン排水処理：稼働時に発生するドレン水の排水処理方法については、事前に現場状況を確認の上、発注者と協議し計画すること。その際、施設職員の負担軽減のため、可能であれば排水溝等へ直接排水ができるようホースの敷設・固定について検討し、提案すること。

8. 遵守すべき関係法令等

本業務の遂行にあたっては、以下の法令および規則を遵守すること。

- ①電気事業法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律
- ②労働安全衛生法
- ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

9. 保守・維持管理(故障時等の対応)

- ①連絡体制：レンタル期間中、不具合に備え常に連絡が取れる体制(原則として施設開館日の午前9時から午後5時まで)を整え、緊急連絡先を事前に届け出ること。
- ②迅速な現場対応：連絡を受けた際は直ちに(土・日、祝日の場合は翌営業日に)現場調査を行い、受注者の責任において復旧作業に着手すること。
- ③代替機の手配：修理に時間を要し施設の運用に支障をきたす場合、発注者と受注者で協議の上、同等品以上の代替機を設置し、冷房機能を確保すること。
- ④報告義務：措置完了後、速やかに不具合の原因および対応内容を書面等にて報告すること。
- ⑤日常管理：本物品の稼働に伴うドレン水の抜き取り作業、およびタンクの清掃等の日常的な管理については、原則として施設職員が行うものとする。

10. 費用負担

本業務に係る費用には、移動式エアコンの賃貸借料、運送費(搬入・撤去共)、設置設定費、三相 200V コンセント新設に係る材料費・工賃、諸手続費用等の全ての経費を含むものとする。

11. 特約事項(電気設備工事箇所の残置について)

- ①本業務において新設した三相 200V コンセント、専用ブレーカー、配線、および配管等の電気設備一式は、移動式エアコンのレンタル期間終了後も撤去せず、発注者の所有物としてそのまま残置するものとする。
- ②受注者は、エアコン本体の撤去時において、上記設備を損傷させないよう慎重に作業を行うこと。
- ③残置した電気設備については、施工箇所および回路構成を明記した図面(電気設備図等)を提出すること。

12. その他

- ①現場確認:受注者は事前に現場調査を行い、配線ルートや設置場所について発注者と協議すること。
- ②原状回復:エアコン本体の設置及び撤去に際し、施設を損傷させた場合は適切に補修すること(ただし、本仕様書第 11 項の残置設備及び荷重痕を除く)。
- ③官公庁等への手続: 本業務の履行にあたり、官公庁、電気事業者、消防署、またはその他の機関への届出、申請、および承認手続が必要な場合は、受注者の責任において遅延なく適切に行うこと。
- ④守秘義務:業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ⑤本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、これを決定する。